

週刊文春 2

平成10年2月12日号

司会・構成 黒沼 克史

大阪に集まってわが子を少年に殺された怒りと悲しみを話し合った親たちは、翌十二月二十二日、互いに〈当事者による少年法改正への上申書〉に署名して、府下の関係機関を回った。大阪市役所、此花署、地方裁判所、府警本部、府知事、府教育委員会、家庭裁判所――悲しい記憶がよみがある道先案内をしたのは、大阪市内で長男を殺された武和光さんだった。

※

「回答や意思表示をするのは難しいと思いますが、お預かりさせていただきます」（地方裁判所）

「一応、上申書は受け取りますが、少年法改正についてコメント等はできません」（家庭裁判所）

法を執行する立場にある裁判所の反応は、判を押したように同じだった。

この人なら「パンパカパーン」と迎え入れてくれるかもしれない、と淡い期待を抱いて訪ねた横山ノック知事も、あいにく上京中で不在。「知事の立場でどういうことができるかわかりませんが、趣旨は伝えたいと思います」との秘書課の言葉に一縷の望みを託して庁舎を後にした。

ともあれ、時間を割いてくれた府警本部と府教育委員会でのやりとりを紹介しよう。まずは府警本部。

富永広美 事件に遭って初めてわかったんですけど、ここまでは警察で、ここからは家裁という対応がとんでも歯がゆかった。なぜ正しいことをきちんとしてもらえないの

か、警察でも真剣に考えていただきたいと思うんです。

広報 少年法という法律がありますから、ここは警察でここからは裁判所という立場があります。そこらへんで納得されにくい部分があるのかもわかりません。

武母 事実が何もわからないんですね。加害者の更生が悪いというのではなくて、事実関係がはっきりしないのに更生ばかりが言われる。それでどうケジメをつけさせるのか。そういう現実を初めて知って、自分たちが体験した本当のことを言おうと、当事者たちが集まったんです。

広報 なるほど。それは真実味がありますね。

富永母 ウチの場合、被害者の親には事実が知らされていないのに、雑誌社は警察から情報を得たと言います。

広報 警察が不用意に雑誌社に言うようなことはありません。成人の刑事事件ですと「縛り」があまりないですから、事実に近い形で報道が出ていると思いますが、そこらへんが問題といえば問題かもわかりません。しかしそういう法律問題は、政府、国会で決めることですから、警察はどうか論評できません。

広報 被害者の人権はどうなってるんだ、という声はウチの方でも聞くようになりました。一步踏み込んだ被害者対策ということが、盛んに言われるようになってきつつあります。みなさん方の本当の気持ちが反映されることが、生きた法律につながるわけです。公式的には、これ以上言えませんけれども、みなさん方の気持ちはわかります。

富永母 事実を知らされなければ、警察が事情聴取に来ても、自分の子供を弁護することさえできない。なのに相手側は言いたい放題です。

広報 お母さんの言う意味はわかります。でもそれは少年事件だけには限りません。交通死亡事故でも一般の殺人事件でも、そういうジレンマはあるんですよ。そこらも踏まえた上で、みなさん方の声を大きくしていかれて、少年法の見直し・改正の問題に生かされるようなことを言っていただきたいと思います。趣旨はおおむねわかりましたんで、こういう申し出があったということは関係部局に言うておきます。大変ですが、が

んばっていただきたい。私たちも勉強させていただきます。

教育委員会には、警察にあった「**被害者対策**」という考え方そのものがなかった。

武母 少年法のここはちょっとおかしいのではないかと、言うために当事者たちが全国から集まりました。読んでいただくだけでもいいんですが、少しはこの問題に目を向けてほしいんです。

総務課 確かに、加害者は少年法によって匿名性を守られるのに対して、被害者の方はお構いなしに名前が出てくるということはありませんね。

富永政信 それだけではなく、少年を保護するだけで、犯罪行為に見あった罰がなくていいのかということです。

総務課 まだ判断能力が十分に備わっていないということで、将来の更生の道を確保するために少年法というものが守っておるんだと思うんですけどね。

富永父 それに関して依存はないんです。当然のことです。しかし、万引きも殺人も同じテーブルで処理しようというのは、やはりおかしいと思うわけですよ。安易に人を傷つけたり、人を死に至らしめたりすれば罰を受けるということは、小さいときからはつきりしておかないといけない。限界はあると思いますけれども、教育機関は教育機関として、この問題に取り組んでもらいたいんです。

総務課 教育行政機関といたしましては、例えば神戸の事件のようなことがなぜ起きたのか、そういうものを反省材料として、生きる力をつけるための心の教育を実践していくことが使命ではないかと思います。それを少年法改正というところに結びつけるのは、ちょっとどうかと。

富永父 それも理解できます。機会があれば少年法に対しても、もう少し掘り下げて検討していただきたい。

総務課 教材として検討しろということですか。

松田政美 教育現場には加害者だけではなくて被害者もいるんだという視点が、教育行政機関には欠けているのではないのでしょうか。その後、被害者の家族はどんな気持ちでいるのか、あるいは加害者の家族はどうなのか、こういう声は教材として取り上げられ

ないんですか？

富永父 被害者の遺族がどんなに深い悲しみのなかにいるのか。それは小学生にもわかる立派な教材 だと思う。

武母 教育委員会に内容証明を送ったんですが、まだ返事をいただいてない。そこにも書きましたが、子供たちを正しく教えるのが教育だという原点を、もう一度見直してほしいんです。悪いことをしたら本人も親も駆けつけて謝るという、人として当たり前の簡単なことが、今はできてないんです。そういうことをわかってほしいんです。

富永母 加害者のやったこともみんなに知らせ、そういうことをしてはいけないんだと教えることが心の教育じゃないですか。表面的なやさしさばかりじゃなく、ちゃんと判断ができるようにするのも教育だと思います。

富永父 そう、今は判断能力がついてない。人を殺してはいけないってみんな知ってると思います。知っていながらやるわけでしょう。それはやはりおかしいですよ。

総務課 今は兄弟や同年代の数が減り、テレビゲームなどで遊んで外に出ない。そういうなかで、子供たちはぎくしゃくした関係で接しておって、度がわからないままケガをさせている。そういうことは言われています。その行為の帰結として、背後の家族の悲しみもあるという面を教えていくことは、確かに大事なことでと思います。

松田幸子 裁判官や弁護士にしても、こういう事件が自分の身に起きた場合、本当にこの少年法にあるようなことを支持できるでしょうか。この少年法を本当に使えるのでしょうか。私は子供を亡くして初めて、少年法の矛盾がわかりました。教育関係者にしても、自分を被害者の親の身に置き換えてみて、それでも少年法がいうことを素直に聞けるのか、真剣に考えてもらいたいと思います。

総務課 いかに関心の立場に立って考えることができるかということですね。確かに今は、自分さえよければという傾向はありますね。

総務課 学校現場や市町村に対して指導・助言をする部署がありますので、そこに申し出を送付いたしまして、指導に役立ててくださいということで処理します。

※

上申書の提出を終え、急用ができた松田夫妻は、「みんなが私の気持ちを代弁してくれました。あそこも同じ、ここも同じ。やっとこういう場所ができたという気持ちでした」と感想を残して岡山の自宅に帰って行った。そして宿泊先となったホテルの会議室では、引き続き、被害当事者たちのとるべき方針などが話し合われた。

まずは「マザースフォーラム」は被害者という枠にとらわれず、広い意味で母親たちを中心に子供たちのことを考えていこうという、いわば「呼びかけ母体」。被害者を中心にしたこの集まりの名称は「少年犯罪被害当事者の会」として、共に連携していくことになった。

そして当面の共通の目標について、自らの体験を踏まえた話し合いが始まった。

武父 調査の段階をもっと明確にして、審判に検察が入れるような方向にもっていけば、責任問題もはっきりしてくると思う。そして、少なくとも被害者にだけは事実を教えろということです。

富永父 そう、まずは被害者が何も知らされていないことが問題でしょう。そして、やはりそこに検察の立ち会いなども許してもらいたい。裁判という言葉を使わないにしても、被害者の言い分や利益を還元できるような機能があるということ。自分の子供を殺した犯人の名前もわからないなんて、どう考えてもおかしいですよ。

武母 こういう体験をしてない人たちは、被害者も名前ぐらいは知らされていると思っているんですよ。

富永父 次に、万引きと殺人をいっしょにするなということです。いわゆる凶悪犯罪とそうでない犯罪を区別しないでやっていくのことは無理がある。少なくとも殺人は分けるべきだと思います。

田本義光 僕の要望としては、年齢を見直さなくていいのか、ということも入れてもらいたい。中学生の犯罪が多いけれど、十三歳以下はまったく刑事責任を問われなくていいのか、考えたほうがいいんじゃないの。

富永父 もうひとつ僕がこだわるのは、保護者責任の問題です。たとえば十八歳、十九歳だと、本人に責任能力があるので保護者の責任は問えませんという判例が出てきてし

もうわけですよ。でも現実的には、本人は賠償金も払えない場合が多い。ここが矛盾しているわけですよ。

富永母 日頃から非行行為を繰り返していて、明らかに犯罪行為に結びつく可能性があるとかわかっていのにそれを防げなかった場合、保護者は責任を問われるという判例もあるそうです。でも、松田さんの事件の加害者もこのケースに近かったのに、保護者責任は問えなかった。

富永父 ああいう場合もある、こういう場合もある、じゃあ困るんですよ。要するに明文化されていない。

武父 僕が思うに、一番悪いのは事実を全部隠しとることじゃないですか。もしそれが公表されれば、みんなが社会的な制裁を受けるから、そうならないように親も注意するはずでしょう。学校にしても、生徒が悪いこととるのはわかっているながら、きちんと指導しない。公にしないからいけないんですよ。

富永母 学校は、子供たちの「人権」という言葉にピリピリしてますからね。

富永父 公にするという言葉を使うと、総スキャンを食らうかもしれませんよ。

田本 死んでしまった人のことはどうでもいいから、生きている人の人権だけを守って、いこうということになりかねない法律には、大変な問題があると思うよ。

※

こうして、当面、「被害当事者の会」が取り組んでいく四つの課題が浮かび上がってきた。とりあえず、現行少年法の見直しに向けて、疑問を投げかける形で表現すると、

- 一、被害当事者にさえ事実が知らされず、裁判機能も持たない審判でよいのか。
- 一、凶悪な犯罪が軽微な犯罪と一律に扱われてよいのか。
- 一、対象年齢の見直しをする必要はないのか。
- 一、保護者責任は問われなくてよいのか。

の四点である。

そして話し合いは、ある日突然に被害当事者となってしまふかもしれない人たちに対する配慮を含んだ内容になっていった。

※

武父 僕はパソコン通信の勉強をして、不特定多数の人が入ってきやすいように、ホームページを開こうとっているんです。息子が殺されて、自分は廃人みたいになってたときに、周りの友達に葬式もみんな助けてもらった。犯人のほうは弁護士付きで飯も食わせてもらっていて、当事者は奈落の底。何か手伝えないかなって思ったんです。

富永父 誰かに話を聞いてもらいたい、誰かと話をしたいという気持ちはあるんですよ。これは大事な ことだと思います。

田本 誰に何をしゃべったらいいのか、まったくわからなかった。

武母 事件から二カ月め、一人息子さんを亡くした方にすぎる思いで会いに行ったんです。そうしたら、もうそっとしてくれという感じで、私たちの資料も見なかった。少年事件の資料はもちろん、ニュースも見ないようにしていて、「事件のことは一切考えないほうがいい。それが早く立ち直る方法なんですよ」って言われたんです。確かに私も、何もしたくないって思ったこともあるんです。取材があると大変な思いもするし、寂しさも出てくる。だからその気持ちもわかる。

でも、やっぱり息子が一番無念でしょう。私はこんな思いをしても生きてるわけですから。だから、こんな会があったらいいなあって思いました。そう思いながら苦しんでる人もたくさんいるはずですよ。

富永父 仮に駆け込み寺みたいな活動をやるとすると、大変な負担になるかもしれないね。最初のうちは、できることからでいいんじゃないでしょうか、とにかく一緒にこの問題について考えていくというような。具体的な支援というのは、もっとしっかりした組織になってからでも遅くないと思います。

武父 だけど僕は、葬式のご飯炊きでもいいから手伝えないか、葬式の費用の立て替えはできないもの かと考えたわけです。ウチの場合で三百万ぐらいだったけど、あれは現金で払わなあかんでしょう。

そういう気持ちを忘れたくないし、将来的にはそういう会にできないかなっていう気持ちはあるんです。

富永父 ゆくゆくすの宿題として残しておくにしても、できればそういう形にしたいです

ね。しかし、少なくとも 起こってしまった事件に対する精神安定剤みたいな存在にはなりうるかもしれない。

富永母 あの時どうすればよかったのか、落ちついて考えられるような時期に話さないとだめですね。誰 だって、当初は自分の醜い部分を隠したいわけでしょう。落ちついてきて、事件があった時の気持ちや、民事訴訟に踏み切る時の気持ちとかがわかるようになり、ああすればよかったとか思うんです。

田本 終わってしまった後から考えるんだね。

富永母 後からいろいろなことがわかって、みんな教えてあげたいと思うのね。

田本 僕は聞かれたらみんな教えますよ。まず第一に、加害者の資料を差し押さえないから隠されてしまう。教育委員会の資料、学校の日誌、生徒指導の個人カルテ、みんな隠滅されないように差し押さえておく。加害者の補導歴とか、学校がその生徒たちをどう指導していたかとか、学校は教育委員会にちゃんと報告していたかとか、みんなわかります。僕は事件が起きてから請求して、みんな手に入れましたよ。

――どんな気持ちで民事訴訟に踏み切ったのですか？

田本 人を殺したらどうなるかということは教えないといけないのに、今の日本の刑法では軽すぎると思ったからです。だから九人の加害者と石垣市も併せて二億四千万円の訴訟を起こしたわけです。みんなは笑うかもしれないけど、人を殺したらこれだけのことになるよ、と親にも世間にも教えたかった。

死んだ次男坊は、田本工業の跡継ぎだったんです。この次男坊、はきはきして人当たりもよくて、僕のじいちゃんも「将来はあんたが継ぐんだよ」と言っていたんです。冗談じゃないですよ。裁判では全然認められないけれども、僕と弁護士で、設計士になりたいという跡継ぎの次男坊の生涯賃金を計算したんです。現実には、涙を飲んで、とんでもない安い金額で和解ということになりそうだけど。

富永父 仮に訴訟の額がトータルで一億ということになれば、加害者が五名だったら一人二千万、十名なら一人一千万、百名だったら一人百万となっていくますよね。ありえ

ないことだけれども、千名だったら一人十万です。ですから、トータルで人の命を考えるとというのはおかしな話であって、それでは罪の大きさが反映されない。そんな話になってくると、殺るほうは人数が多いほうが良いということになってしまいます。

――武さんのところだけが訴訟を起こしていない。

武父 お金がないから裁判が起こせないということもありますし、あったとしても今のよう少年法があるなかでは、事実が出てくるとも思えないんです。つまり、僕らはお金の問題ではなくて、とにかく事実をちゃんと知りたいということなんです。ウチの場合、事実がわかってきているのに、相手は「ケンカだった」というような嘘をついとるわけです。そういうことをはっきりさせるのに、なんで被害者の側が莫大なお金を注ぎ込まなくてはいけないんですか。本当におかしいと思いませんか。

昨年七月、僕らは犯罪被害者給付金という国の制度があることを知って、遺族給付金の請求をしたんです。それもお金の問題ではなくて、事実を知りたかったからです。もしウチの子に落ち度があったとすれば、お金が給付されないか減額されるか、どちらかになる。事実を公式に知らされていない僕らは、この事件が「ケンカ」として扱われているのかどうか、どうしても確認したかったわけです。（一月二十八日付けで通知された算定額によると、孝和君に落ち度はなく、ケンカ扱いではないと確認できたが、すでに学校関係からの死亡見舞金がおりにいるため、規定により給付はされない）

富永父 だから、裁判機能をもたせるということは必要なんですよ。

武父 民事訴訟をやっていない僕らの場合は、都合の悪いものは見せませんよ、という感じだったですからね。

田本 たとえ事実がそうでなくても、罪を軽くしようと思えば、「殺すつもりはなかったと言いなさい」と子供 たちに言うと思いますよ、今のよう少年法がある限り。

富永母 この法律がなければ、もう少し常識が通るようになるかもしれない。

富永父 いや、法律がなければ殺人が通るだけの話。田本さん、あなたは法律がなかったらどうする？

田本 たぶん、殺ると思うよ、僕は。僕は警察にこうも言った。もしも僕が殺るとしたら、家族にこれ以上迷惑をかけないように、子供がみんな学校を卒業して、妻とも離婚してからにするって。そして「あー、すまなかった」と泣きながらみんなに詫びて、その一方で「あー、次男坊の仇をとった」と笑ってみせるかもしれないよって。

正直に言って、気持ちとしてはまだそういう部分があります。

富永父 今すぐでなくてもね、徐々に徐々に会の力をつけていって、みんなで知恵を出し合ってやっていけばいいですよ。ハデに打ち上げておいてハイお終いではなくて、継続していこうということを再度確認して、この初会合をまとめていきましょう。

田本 裁判の判例を集めていくことも必要だね。

富永母 そういうものを被害にあった人たちに配っていく。当事者にとって、そういうものは大きな慰めと励ましになるんですよ。

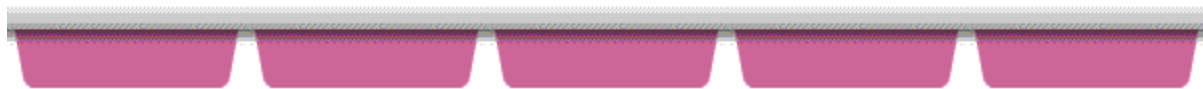
武母 確かに、自分がこけうということになるまでは、報道される少年事件も見過ぎていましたよね。大変だなあと読んで読んだり見たりしていても、今のような気持ちではなかった。警察がちゃんと調べてくれているものだとはばかり思っていたし、加害者が家庭裁判所に行ってしまう前に、被害者が発言できる機会が絶対にあると思ってたんですよ。その機会をずっと待っていました。「今は取り調べ中だからダメ」と言われると、取り調べが一段落したら機会があるのかな、とってた。そしたら、「もう家裁に送った」という電話だったでしょう。それで初めて、私らには発言する場所がないんだってわかったんですよ。

※

一月二十九日、少年審判の見直し等について、最高裁、法務省、日本弁護士連合会の法曹三者が第一回の会合を持った。むろん、当事者たちに招待状は届いていない。



[Go TopPage](#)



[当事者の会案内](#)

[要望書](#)

[週刊文春](#)